経済調査レポート

No. 2004-01

求められる税と社会保障制度の一体的な改革

櫨 浩一

篠原 哲

(03)3597-8471

(03)3597-8046

haji@nli-research.co.jp shino@nli-research.co.jp

2004年4月

ニッセイ基礎研究所 経済調査部門

要旨

- 1. 今後人口構造の高齢化がさらに進む過程で、年金や医療、介護など社会保障制度を支えるための負担増は避けられず、極端に悪化している財政収支の改善のために税負担の増加も必要となるなど、税と社会保障負担の両面から国民の負担増が見込まれる。
- 2. 税と社会保障負担を合わせた国民負担は長期的に増加してきたが、社会保障負担が高まる一方で、税負担は低下気味である。財政赤字が大幅に拡大している要因としては、減税や景気低迷によって所得・利益が減少し、税収が低迷していることが挙げられる。しかしこれ以外の要因として、社会保障負担が増加することにより、社会保険料控除を通じ税収が低下する効果も無視できない。
- 3. 公表されている所得税、住民税の課税最低限度額は、社会保障負担の増加による課税最低限度の引き上げ効果を十分反映していないため、実際の課税最低限度よりも低くなっている。今後社会保険料が引き上げられていくことによって、さらに現実との乖離が拡大していってしまうおそれがある。
- 4. 今後社会保障負担が増加していくことによって、家計が負担する所得税がどのような影響を受けるか、政府案による年金制度改革が実施された場合について試算を行った。モデル世帯を用いた試算では、年収500万円の世帯について見ると、現在8.7万円である所得税額は、社会保険料負担が増加することで2025年には7.1万円となり、約 1.6万円減少する。一般的な世帯の所得税について、2割近い減税が実施されることと同じ効果がある。
- 5. 社会保障負担が増加を続けていくと、課税最低限度が上昇し納税者割合が低下するなどの問題が深刻化する。あるべき税と社会保障負担の姿を考える上では、税と社会保障制度を一体として負担や給付のあり方を検討する必要がある。

はじめに

今後人口構造の高齢化がさらに進展することによって、年金保険料や医療保険料など社会保障負担の増加は避けられない。無理な給付水準を維持しようとすれば、将来の勤労者の負担が高くなり過ぎて勤労意欲の低下を招き、ひいては制度の不安定化も招きかねないと懸念されている。一方、90年代以降経済の低迷が続く中で景気下支えのために財政政策が発動されてきたことによって、財政赤字は大幅なものとなっている。財政赤字を解消するためには、いずれ日本経済が長期的な低迷を脱した時点で、歳出の削減だけではなく大規模な増税が必要となるだろう。

今後長期的に見れば、社会保障負担と税負担の両面から国民の負担が高まっていくこと は避けられない状況にある。社会保障制度と税制は、これまで切り離された形で制度の変 更が進められてきた。このため、税と社会保障負担を合わせた負担全体が過大とならない という保証は無かった。

例えば、国庫負担を引き上げることによって年金保険料を抑制することが可能であるが、このための財源が増税によって賄われるのであれば、結局国民の負担水準は変わらない。このように、たとえ社会保障負担の抑制に成功しても、その埋め合わせとして租税負担が増加してしまうのであれば、国民負担の抑制には繋がらないだろう。経済財政諮問会議では「潜在的な国民負担率」」(税負担+社会保障負担+財政赤字の国民所得に対する割合)を50%以内に抑制するという方針を示している。この目標を達成するためには、社会保障制度と税・財政制度を一体とした制度設計を行い、社会保障負担と税負担を合わせた公的負担全体を抑制することが必要である。

社会保障給付には財政負担があるために、今後年金や医療、介護などの社会保障給付が増加していけば、それによって他の支出が一定に抑制されていても、全体的な財政支出は増加してしまい、財政赤字が拡大する要因となる。本稿では、さらに社会保障と財政は財政支出面だけではなく、税収の面でも深く関連していることを中心に検討する。所得税や住民税には社会保険料控除があるため、社会保険料の負担が増加していくと、所得税や住民税が減少するという効果があり、社会保障負担の増加は税収減から財政赤字問題をさらに深刻化させる恐れが大きい。

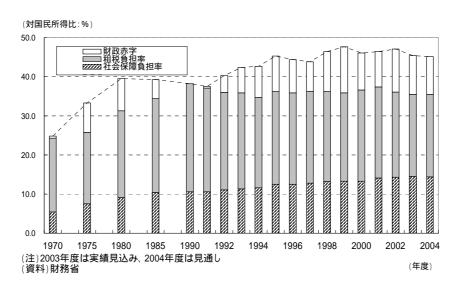
[.]

¹ 潜在的な国民負担とは"租税負担"と"社会保障負担"に、"毎年の財政赤字額"を加えたものと指す。これは現在の財政赤字を解消するためには、将来、増税等の国民負担が不可欠であると考えられるためである。

1.税収の減少と社会保障負担の増加

(1)増加する社会保障負担、減少する税負担

財務省が公表している税と社会保障負担を合わせた国民負担率(図表 1)は、1970年度の24.3%から2002年度には36.1%にまで上昇している。さらに、バブル崩壊後の日本経済では、景気への配慮から大幅な増税などの負担増加策が実施できず財政赤字が拡大しており、政府の活動を賄うために必要な国民の負担という観点から、財政赤字も含めた潜在的な国民負担率を考えれば2002年度には47.1%にまで上昇していることになる。



図表 1 潜在的な国民負担率の推移(財務省資料)

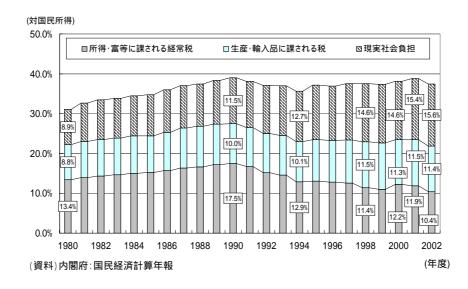
潜在的な国民負担率は、1980年代に財政赤字の縮小が進んだために、一旦上昇傾向が止まり40%弱で横這いとなった。しかし、バルブ崩壊後は財政赤字が再び拡大して40%を超えている。財政赤字を除いた実際の国民負担率は、バブル景気の中で株式の取引が活発化し証券取引税が増加したことや、好調な経済状況の下で法人税や個人の所得税、住民税などの税収も増加したため、90年度には38.2%にまで上昇した。しかし、バブル崩壊による景気後退で税収が減少したことや景気刺激のために大規模な減税が行われたことなどによって94年度には34.8%にまで低下し、90年代以降はほぼ横這いとなっている。

国民負担率を租税負担と社会保障負担に分けて見れば、租税負担率は1970年度の18.9%から2002年度には21.8%へと若干の上昇にとどまっている一方、社会保障負担率は5.4%から14.3%へと大きく上昇していることが目に付く。1990年代に入ってからを見れば、租税負担率は90年度の27.6%から、2002年度には21.8%へと大きく低下している。しかし、高齢化の進展による健康保険、年金の保険料の上昇や介護保険の導入に加えて、最近では雇用保険料の引き上げ等が実行されたこともあり、社会保障負担率は10.6%から14.3%へ

と一貫して上昇傾向にある。

国民経済計算(SNA、GDP 統計)ベースで見た近年の国民負担率2(図表2)の水準自体は、30%台後半でほぼ横這いとなっているものの、それは社会保障負担の増加を、直接税負担の減少が相殺している結果であることが確認できる。

租税負担率は低下傾向にあるが、消費税に代表される「生産・輸入品に課せられる税」(間接税)については、1990年度の10.0%から2002年度では11.4%へと上昇している。租税負担率の低下に寄与しているのは、所得税や個人住民税に代表される「所得・富等に課せられる経常税」(直接税)である。この原因としては、先にも述べたように長引く景気の悪化やデフレの深刻化などにより、家計および企業の所得・利益が減少していることに加え、1994年度以降に実施された所得税・住民税の大幅減税、97年度に行われた消費税率の引き上げなどの税制改正によって直接税から間接税へと税負担のシフトが行われてきたことが指摘できる。



図表2 国民経済計算ベースにおける国民負担率

これらを負担する家計サイドから見ても、同様に税負担の減少と社会保障負担の増加が顕著である。家計調査で勤労者世帯の公的負担の収入に対する割合(図表3)を見ると、1998年以降は社会保険料の負担が税負担を上回るようになっている。社会保険料負担は増加傾向をたどり、税負担はやや減少する動きを見せているため、この差はさらに拡大傾向を続けている。

4

²国民負担率 = (生産・輸入に課せられる税+所得・富等に課せられる経常税+現実社会負担)÷国民所得(要素価格)で 算出

(対実収入割合) 9.5% 社会保険料負担割合 9.0% 8.5% 8.0% 7.5% 税負担割合 7.0% 6.5% 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 資料:総務省「家計調査」 (暦年)

図表3 増加する社会保険料負担(勤労者世帯)

(2)税収減による財政赤字の拡大

租税負担率の低下が続いていることからも明らかなように、国全体の税収は近年減少傾向にある。2004年度予算では、歳出に対する税収3の比率は50%程度(図表4)にまで落ち込んでいる。このため、国の歳出の半分を借金である国債発行で賄わざるを得ず、国の借金残高である政府債務残高の増加に歯止めが掛からない状況にある。

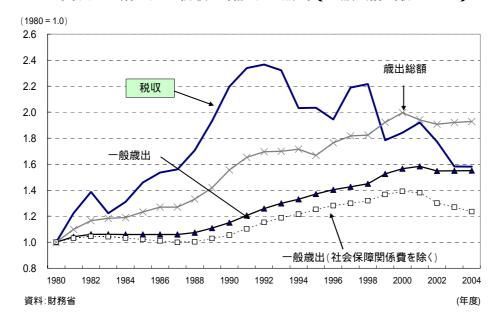


図表4 一般会計における税収と財政赤字の推移

一般会計の歳出総額は 1990 年代に入ってからも増加傾向が続いた。一方、税収は 1990 年ころまでは増加傾向にあったが、その後は減少傾向をたどっており、財政赤字が急速に拡大した原因として税収の減少は大きな要因であることが分かる。

1980 年度を基準(1980 = 1.0)として一般会計の税収や歳出(当初予算ベース)を見てみると(図表5)歳出全体から国債費と地方交付税を除いた「一般歳出」は2000 年度以降になるとほぼ横ばいの状態となっている。さらに、一般歳出から社会保障関係費を除いたものを見てみると、2001 年度以降では減少傾向が明確となっており、一般歳出の削減が進まない大きな要因が社会保障費の伸びにあり、国債費や社会保障費以外の歳出は大幅に削減されていることが分かる。2004 年度予算では一般歳出の伸びは0.1%で、特に問題とされることも少なくない公共事業費は3.5%の減少となるなど歳出の削減が進められているが、高齢化の進展などによって社会保障関係費は4.2%の伸びとなっており歳出の拡大要因となっている。

財政赤字の拡大に歯止めがかからないのは、国債の累増や人口高齢化などによる国債費と社会保障費のやむを得ない増加に加えて、税収が大幅に減少していることにも大きな原因があると言えるだろう。



図表 5 落ち込む税収と増加する歳出(一般会計当初ベース)

ところで、税収の低迷が続く要因としては、減税や景気低迷による所得・利益の減少が 挙げられているが、これ以外にも無視できない要因として考えられるものが社会保険料控 除による影響である。所得税や住民税の課税の際には、健康保険、雇用保険、国民年金、 厚生年金保険、介護保険料などの社会保険料が所得から控除される。このため所得が一定

_

³ 租税および印紙収入

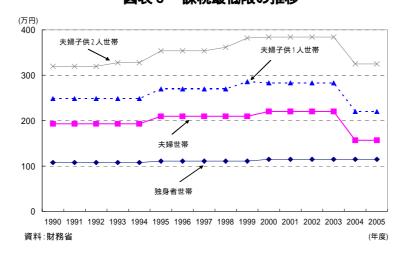
であっても、社会保険料負担が増加すれば、社会保険料控除の控除額が増加するため個人が負担する所得税や住民税の税額は減少するからだ。以下では、社会保障負担の増加が税収の減少に繋がる仕組みや影響について、具体的な考察を行う。

2. 社会保障負担増加の税収への影響

(1)課税最低限の上昇

経済財政白書(2002)では、日本の個人所得に占める課税ベース(所得税の課税の対象となる所得)の割合が、アメリカに比べ半分ほどである原因として、各所得控除の差異とともに、アメリカには存在しない社会保険料控除の影響を挙げている。マクロベースの給与総額に対する課税所得の割合は、1994年度の46.6%をピークとして2002年度の43.5%まで減少の傾向にあり、社会保険料控除などの諸控除の割合4が1985年度の8.0%から2002年度の11.3%まで上昇していると指摘している。このように課税所得が減少している要因としては、近年の社会保険料負担増による社会保険料控除規模の拡大が寄与していると考えられる。

所得税や住民税は、収入から必要経費を控除した後、基礎控除や扶養控除などの各種の人的控除等の諸控除を差し引いた所得に対して課税される。このため収入が一定金額以下であれば、所得税や住民税の支払いは発生しない。この「課税が行われる最低限度の所得」が課税最低限である。所得税・住民税については、課税最低限が引き上がってきたために、税負担を行っている世帯の割合が低下していることがしばしば問題とされる。こうした問題を考える際に、課税最低限の水準の動きは重要である。



図表6 課税最低限の推移

_

⁴ 給与所得控除、基礎控除、配偶者控除等、扶養控除以外の諸控除の対給与総額割合

財務省は「財政統計月報」に、毎年モデル世帯別の課税最低限を試算し発表している(図表6)。これによると、例えば夫婦のみの世帯では、所得税の課税最低限は、1990年度には192.8万円だったが、1995年度には基礎控除が35万円から38万円へと引き上げられるなど、人的控除の引き上げが実施されたため、課税最低限は209.5万円に上昇した5。財務省の試算では2000年度に課税最低限が209.5万円から220万円に上昇したことになっているが、実はこの年には税制の改正は行われてはいない。これは、財務省が課税最低限度の計算に用いている社会保険料控除の計算式を変更したためである。

財務省は課税最低限を計算する際に、1999 年度までは社会保険料控除について、年収 500 万円以下の世帯では給与所得の 7%、500 万円超 1000 万円以下では 2 % + 25 万円、1500 万円以上では 45 万円としていた(図表 7)。しかし 2000 年度以降では、年収が 900 万円以下の世帯については社会保険料を給与所得の 10%、900 万円超 1500 万円以下については 4%+54 万円、1500 万円超では 114 万円と想定している。このため 2000 年度に社会保険料控除が拡大し課税の最低限度となる所得額が上昇した。

このような変更は、恐らく 2000 年度から介護保険が導入されて、社会保険料の支払い額が増加することが見込まれたためだと考えられる。しかし、2000 年度にだけ社会保険料の引き上げがあったわけではない。社会保険料控除の年収比率はほぼ毎年上昇しており、課税最低限は税制改正がなくても次第に上昇していたはずである。

図表7 財務省の試算の前提となる社会保険料控除水準

区分	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
60年分~平成11年分	7%	2 % + 25万円	45万円
区分	900万円以下	1,500万円以下	1,500万円超
平成12年分~	10%	4 % + 54万円	114万円

(資料)財務省

財務省の発表している課税最低限の計算方法は、税制改正によって課税最低限度がどのような影響を受けるかを見るという観点からは意味があり、適切であると言えるだろう。 しかし社会保険料が傾向的な増加を続けている状況では、実際の課税最低限の推移とは大きな乖離を生む結果となっている。

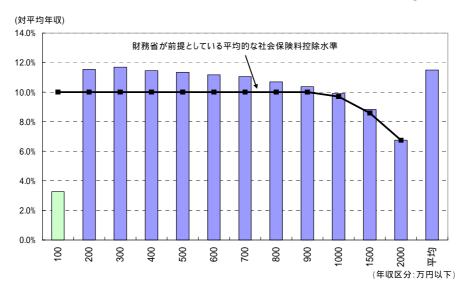
(2)社会保険料控除の拡大による税の減少

「税務統計から見た給与所得の実態」(財務省)を用いて、2002年における社会保険料控

^{5 2004} 年度で課税最低限が急落しているのは、配偶者特別控除が廃止されるためである

除の水準を見てみよう(図表 86)。財務省が所得税や個人住民税の負担を計算する際に用いている社会保険料控除額の前提は、平均的な年収と考えられる 400 万円から 500 万円の層では年収の対 10%であるが、図表 8 で分かるように実際には 11%を超えている。全所得階層の平均でも社会保険料控除の年収に対する比率は、2002 年には 11.5%にまで上昇している。

図表8 「民間給与の実態」から試算した社会保険料額の対年収比(2002年時点)



区分		社会保障	负料控除
給与	階級	人員	金 額
		人	百万円
	100万円以下	577,385	15,613
納	200 "	3,248,767	560,467
税	300 "	6,014,046	1,780,279
者	400 "	7,367,231	2,951,648
	500 "	6,154,395	3,127,202
+	600 "	4,518,594	2,769,137
	700 "	2,997,017	2,143,988
非	800 "	2,156,560	1,722,472
納	900 "	1,380,122	1,211,931
税	1,000 "	948,600	889,329
者	1,500 "	1,535,422	1,598,964
	2,000 "	276,314	315,579
	平均	37,174,453	19,086,608

一人当控除額
金 額
万円
2.7
17.3
29.6
40.1
50.8
61.3
71.5
79.9
87.8
93.8
104.1
114.2
51.3

年収(平均)	控除額 /年収	財務省の 想定する 控除割合
五 額		T IN ES ES
万円		
82.8	3.3%	10.0%
149.5	11.5%	10.0%
253.1	11.7%	10.0%
349.8	11.5%	10.0%
448.0	11.3%	10.0%
548.4	11.2%	10.0%
647.0	11.1%	10.0%
746.7	10.7%	10.0%
847.0	10.4%	10.0%
946.9	9.9%	9.7%
1178.6	8.8%	8.6%
1690.5	6.8%	6.7%
446.7	11.5%	

注1:対象者は「年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者」の納税者+非納税者

注2:「財務省の想定する控除割合」における900万円超の給与階級については、平均年収に

前提となる条件式(図表7参照)を乗じて算出している。

資料:財務省「税務統計から見た民間給与の実態」

 6 対象は年末調整を行った 1 年を通じて勤務した給与所得者(公務員等を除く)の、納税者と非納税者の合計。それらの一人当たり社会保険料控除額を給与階級別に算出し、同給与階級における一人当たり平均給与額との比率を図表化している。

図表8で給与所得者の年収に対する社会保険料控除額の比率を年収階層別に見てみると、年収900万円以下7の階層ではこの比率は概ね11%を超える水準となっており、財務省が所得階層別の税負担の計算の際に前提としている控除額の対年収比10%をかなり上回っていることが分かる。健康保険組合によって保険料率が異なっているなど、それぞれの納税者の社会保険料の負担は加入している社会保険制度によって異なっているが、平均して見れば現実の社会保険料控除の額は財務省が課税最低限を計算する際に用いている金額よりも多いため、多くの場合に実際に所得税が課税される最低限度の所得は財務省の発表よりも高くなっているはずである。

今後も年金や医療保険などの社会保険料が増加することによって、年収に対する社会保険料控除額の比率はさらに上昇することが見込まれる。所得税・住民税の課税では控除額が増えてしまい、税制に変更がなくても課税最低限が上昇していくはずである。財務省が発表している課税最低限と、現実の課税最低限との乖離もさらに広がっていくはずだ。社会保険料の負担を一定として税負担額を考えることは、税制の変更による影響を見るという観点からは一定の妥当性があるものの、現実の税負担を考える上では問題があると言わねばならない。社会保障負担と税負担をあわせた家計や個人の負担全体を考える上では、社会保障負担が増加しても、社会保険料控除を通じて税負担が減少するという効果を無視するわけにはいかないからだ。

3. 社会保障制度改革が及ぼす家計の税負担への影響

~ モデル世帯を用いた試算

今後、年金保険料の引き上げ、医療・介護保険の負担増加などが行われれば、社会保険料控除が増加して税収がさらに減少するという影響が出る。政府の年金制度改正案によれば、今回の改正によって、厚生年金保険の保険料率は現在の年収の13.58%から毎年0.354%ずつ引き上げられ2017年には18.30%にまで引き上げられる。年収500万円(賞与は年2回、1回につき1.5ヶ月分を支給と仮定)の勤労者を考えると、2004年時点では厚生年金保険料は約34.0万円であるが、2017年以降では約45.8万円となり、約10万円の負担増になる。

また、医療・介護等の社会保険料負担が年収に占める割合も増加が見込まれる。この増加分も社会保険料控除の対象となり、所得税の課税ベースを縮小させることになる。

今後社会保障負担の増加にともない、社会保険料控除が増加した場合に、年収階層別の所得税がどのようになるかを、モデル世帯を用いて試算してみた(図表 9-1)。試算に用い

-

⁷年収100万円以下の階層は、全て非納税者である。

たモデル世帯は子供 2人(うち 1 人は特定扶養控除の対象)となる夫婦で、ボーナス月収の 1.5 ヶ月分のボーナスが夏、冬に支給される世帯である。社会保障負担は、年金については政府の年金制度改正案、医療、介護保険については厚生労働省が平成 14年5月に発表した、「社会保障制度の給付と負担の見通し~平成12年10月改訂版」による負担率の上昇幅を用いた。(モデル世帯の条件および、2025年における社会保険料率の想定の詳細は図表 9-2 参照8)。

年収 500 万円のモデル世帯については、年金、医療等を合計した社会保険料の年収に対する比率は 2004 年の 12.0%から、2025 年では 16.2%にまで上昇する。これが社会保険料控除の増加となって所得税額の減少に寄与するため、2004 年に 8.7 万円であったこの世帯の所得税額は、2025 年には 7.1 万円9と約 1.6 万円減少することになる。このことは、一般的な世帯における所得税については、2025 年にかけて 2 割近い減税が実施されることと同じ効果がある。

2004年時点 *社会保険料* 所得税 給与 (万円) (万円) (万円) 厚生年金 健康保険 介護保険 雇用保険 年収(万) 月給与 賞与 保険料額 対年収比 課税ベース 所得税額 保険料額 料額 料額 料額 1.4 200 13.3 20.0 24.1 12.0% 0.0 0.0 300 0.0 0.0 20.0 30.0 20.4 1.3 36.1 400 500 40.0 50.0 27.2 34.0 16.4 48.1 60.2 12.0% 26.7 33.3 1.8 40.9 108.8 176.8 2.7 4.2 12.0% 12.0% 14.1 19.9 600 40.0 60.0 40.7 24.6 72.2 700 46.7 70.0 84.2 248.8 800 80.0 3.6 96.3 108.3 26.1 2025年時点 社会保険料 所得税 (万円) (万円) (万円) (万円) 厚生年金 健康保険 介護保険 雇用保険 年収(万) 保険料額 対年収比 月給与 賞与 課税ベース 所得税額 対2004年 保険料額 20.0 30.0 0.0 18.3 300 0.0 0.0 0.0 400 40.0 36.6 4.4 64.6 16.2 24.4 500 80.8 96.9 16.2% 16.2% 88.3 152.1 1.6 33.3 50.0 45.8 4.0 6.6 7.7 12.2 17.6 113.1 220.0 700 46.7 70.0 64.1 35.7 5.6 16.29 800 53.3 80.0 73.2 8.8 9.9 129.2 16.2° 293.8 367.7 23.5 32.4 6.4 72

図表9-1 社会保険料控除の将来試算

十成12年10月以前成 」を用いて二クと「基礎が元/市民

⁽資料)厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し 平成12年10月改訂版 を用いてニッセイ基礎研究所推計

^{8 2025} 年における厚生年金と雇用保険の保険料率については、現段階で判明している制度改正案に基づいて想定した。また、政府管掌健康保険と介護保険については、厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し 平成 12 年 10 月改訂版 」を用いて、2025 年における保険料負担額の対雇用者報酬比率を試算し、2004 年における実際の保険料水準と比較することで、2025 年の保険料率を想定している。

⁹ ここでは社会保険料控除の影響を明確にするために、2025年の所得税にも現行の定率減税を反映している。

図表9-2 社会保険料控除の将来試算の前提

モデル世帯の前提条件および、社会保険料の将来水準

(世帯条件)

収入 年間の収入は給与収入のみ、ボーナスは1.5ヶ月分を7月と12月に支給

家族構成 妻(無給)、子供2人(うち1名は特定扶養控除の対象)

社会保険料 所得税·住民税

政府管掌保険介護保険第2号

介護保険第2号 厚生年金 雇用保险

以上が毎月の給与・賞与から控除される。

かかる所得控除等

定率減税

配偶者控除

基礎控除 社会保険料控除 扶養者控除

特定扶養者控除

(社会保険料率の将来水準)

厚生年金 : 2004年:13.58% 政府管掌健康保険 : 2004年:8.2% 介護保険第2号 : 2004年:0.89% 雇用保険 : 2004年:0.7% 2025年:18.30% 2025年:10.2% 2025年:2.2%

(労使合計) (労使合計)

(労使合計)

介護保険第2号 : 2004年:0.89% 2025年:2.2% (労使合計) 雇用保険 : 2004年:0.7% 2025年:0.8% (雇用者負担分)

このように、社会保険料負担が増加する結果、所得税や住民税には社会保険料控除により減税と同様の効果が生じ、家計の負担は現在の負担から社会保険料の増加分だけ単純に増加する訳ではない。もちろん税と社会保障負担を合計した公的負担全体で見れば家計の負担増となるが、所得税・住民税に対しては意図しない減税効果が生じることになる。これによって、国や地方自治体の財政にとっては、税収の減少を通じ財政赤字が拡大するという問題がある。また、社会保険料の引き上げ自体が税と社会保障負担の比率の変化を意図しているが、社会保険料控除の増加が減税効果を持つために税収が減少し、「意図した以上に」税と社会保障負担の比率が変化してしまうだろう。さらに、社会保険料の増加によって課税最低限が上昇し、所得税・住民税の納税者の割合が低下していくことも分かった。

現在の税制の下で、社会保険料が増加する中でも所得税・住民税の額が一定となるようにしたり、所得税・住民税の納税者割合が低下しないようにしようとすれば、社会保険料控除の拡大を相殺するように諸控除を縮小していく必要がある。しかし、この際の諸控除縮小を伴う制度の変更は、国民全体での税負担が増加するわけではなくても、「増税」と受け止められる恐れが大きいことには留意が必要だ。

4. おわりに ~ 求められる税と社会保障の一体改革

今後さらに高齢化が進むことによって、中長期的に国民の税や社会保障負担に増加圧力がかかることは避けられない。しかし、国民が許容できる負担にも限界がある。経済財政諮問会議は1月26日の会合で、将来にわたり潜在的な国民負担も含めた国民負担率を、50%

以内に抑える目標を打ち出した。しかし、これまでのように税と社会保障制度を別々に設計したり、社会保障の各制度をバラバラに改革していったりすることでは、将来にわたり 負担率を 50%以内に抑制はできないだろう。

医療、年金、介護などの社会保障制度のあり方については、一体的に改革することで将来の負担が上がり過ぎないことを確実にしようという試みが検討され始めている。しかし、本稿で見たように税負担と社会保障負担には社会保険料控除を通じた相互作用がある。このため、社会保障負担と税負担がどうあるべきかを考えるには、税と社会保障を一体として捉えることが必要である。

本稿では触れなかった所得階層別の負担などの公平性の観点についても、これまで税と 各社会保障負担はそれぞれ独立に議論されてきた。しかし個別の制度の中では一見公平で あっても全体としての負担が公平であるとは限らない。そのためにも税と社会保険料を合 わせた負担全体で考える必要があろう。こうした点については今後のレポートで分析して 行きたい。

(参考)2003年までに実施された、所得税・個人住民税と社会保障制度の改定

	2003年までに美心された、別特代	・個人住民税と社会体障制度の以及
実施時期	所得税・住民税の改定	社会保障制度の改定
1994 6月	(-) 所得税 (1年限りの定率による特別減税)	
	(・) 個人住民税	
	(1年限りの定率による特別減税)	
11月		(+) 厚生年金保険料
		(料率の改定 男女共:1000分の145 165へ)
12月	(-) 所得税	
_	(特別減税6年6月施行分の続き)	
1995 1月	(-) 所得税	
4月	(控除額の引上げなど)	┃ ┃(+) 厚生年金保険料
47		(賞与からも1%(労使折半)を徴収)
6月	(-) 所得税	(質当からもしん(対区が十)を試べ)
	(1年限りの定率による特別減税)	
	(-) 個人住民税	
	(1年限りの定率による特別減税など)	
12月	(-) 所得税	
	(特別減税)	
1996 6月	(-) 所得税	
	(1年限りの定率による特別減税) (-) 個人住民税	
	(1年限りの定率による特別減税)	
10月	1100 - 121 1 - 121 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(+) 厚生年金保険料
		(料率の改定 男女共:1000分の165 173.5へ)
12月	(-) 所得税	
	(特別減税)	
1998 2月	(-) 所得税	
6 🛭	(1年限りの定額による特別減税)	
6月	(-) 個人住民税 (1年限りの定額による特別減税)	
8月	(-) 所得税	
573	(1年限りの定額による特別減税の追加)	
1999 4月	(-) 所得税	
	(最高税率の引下げ、扶養控除額の引き上げ、定率減税等)	
6月	(-) 所得税	
	(定率減税)	
	(-) 個人住民税 (定率減税)	
2000 4月	【 上 华 / 成 代)	(+) 介護保険
2000 473		(第2号被保険者(40歳~64歳)徴収開始)
10月		(+) 介護保険
		(第1号被保険者(65歳以上) 徴収開始)
2001 4月		(+) 雇用保険
		(料率の改定)
10月	(-) 株式譲渡益に対する小額非課税制度開始	(+) 介護保険 (第4号神保除者(65巻以上) 今額準収賜地)
2002 4月		(第1号被保険者(65歳以上) 全額徴収開始) (-) 国民年金保険
2002 473		(減免:前年の所得285万円以下 半額,164万円以下 全額免除)
		(+) 厚生年金保険
		(被保険者の年齢の上限が65歳未満から70歳未満に引き上げ)
10月		(+) 雇用保険
		(料率の改定)
		(+) 医療保険
2002 4 🗆		(高齢者の自己負担割合を1割に統一)
2003 4月		(+) 医療保険 (自己負担分の引き上げ、保険料引き上げ(政府管掌保険等))
		(日に見担がいうさまけ、体険やうさまけ(政府音楽体険等)) (+) 厚生年金保険
		(物価スライドの適用)
		(+) 介護保険
		(保険料の見直し)
		(中立)保険料に対する総報酬制の適用
5月		(+) 雇用保険
		(給付額の見直し)

| 注:(+)は負担増、(-)は負担減。 資料:総務省など